

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇七一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

本則に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員 勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2又は別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しないものとし、前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応

じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）
以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の
四・五に相当する額」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に
応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じ
た別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給
料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を
給料の調整額とする。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（支給職及び支給額）」を付し、同条
の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第二条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四
項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切
り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第十三項の規定を受ける職員の給料の調整額）

2 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適
用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応
じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたとき
はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り
上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十
を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、
五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一 適用区分表を別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）と
し、別表第二 調整基本額表を別表第二 調整基本額表（第一条第四項第一号関係）
とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三 調整基本額表（第一条第四項第二号関係）

イ 行政職給料表

職務の級

調整基本額

1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円
10級	15,600円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ハ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

ニ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円
8級	12,800円

六 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円
7級	11,100円

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職

員は、法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の第一條第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第一條第三項及び第四項の規定を適用する。

第三條 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）第七條の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三條に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第一條及び第二條並びに前條の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の第一條第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額（給与条例別表第一の備考2、別表第二の備考2又は別表第四の備考2若しくはハの備考2の規定を適用しない額をいう。以下同じ。）の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に令和三年改正法による改正前の法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の給与条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合）にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）